

児童福祉課からのお知らせ

◆問い合わせ先

伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58-2111 (内線1162)

■児童手当の手続きをお忘れなく！

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に、下記の金額が支給されます。

出生により新たに受給資格が生じたときや、すでに児童手当を受給している方で支給対象となる子が増えた方は、伊奈庁舎児童福祉課にて児童手当の認定請求手続きを済ませてください。

(※公務員の方については、勤務先で手続きをしてください。)

○支給月額

- ・3歳未満 一律 10,000円
- ・3歳以上 第1子=5,000円 第2子=5,000円 第3子以降=10,000円

○児童手当の支払いは・・・

- ・お誕生日から15日以内に手続きいただいた場合・・・誕生月の翌月分から
- ・上記以外の場合・・・認定請求書を提出していただいた日の属する月の翌月分から

○児童手当認定請求に必要なもの

- ・印鑑
 - ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの（児童手当を振り込みます。ゆうちょ銀行は不可。)
 - ・請求者が厚生年金などの加入者の場合・・・健康保険被保険者証の写し
 - ・転入などにより平成19年の1月1日現在つくばみらい市に住所がなかった方・・・平成19年度児童手当用所得証明書（平成18年中の所得を証明するものです。平成19年1月1日現在住所のあった市町村で発行されます。)
- ※所得証明書などの添付書類は後日提出していただいても結構ですので、まずは児童福祉課の窓口で認定請求手続きをしてください。

☆また、児童手当をすでに受給している方でも次のような請求・届出手続きが必要です。

お忘れのないよう速やかに児童福祉課にて手続きを済ませてください。

- ・つくばみらい市に転入されたとき・・・認定請求書
- ・出生などにより支給対象児童が増えたとき・・・額改定請求書
- ・他の市区町村に住所が変わるとき・・・受給事由消滅届



■母子・父子家庭等福祉金をご存知ですか

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または母子・父子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1,500円の母子および父子家庭等福祉金を支給します。

この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

○福祉金の対象になる児童とは

義務教育修了前の児童で、次のような方です。

- 1 両親またはその一方が死亡した児童
- 2 父母が婚姻を解消した児童
- 3 両親またはその一方が重度障害の状態にある児童
- 4 両親又はその一方の生死が明らかでない児童
- 5 その他前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で市長が認める者

○福祉金を受けるための手続き

「つくばみらい市母子・父子等福祉金申請書」を伊奈庁舎児童福祉課に提出していただく必要があります。手続きに必要なものは、受給者名義の金融機関口座です。

(福祉金を振り込む口座を指定していただきます。ゆうちょ銀行は不可。)